

広島県公安委員会告示第17号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年3月3日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

名 称	住 所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所		特定講習の種別	指定を行った年月日
			名 称	所 在 地		
道祖園株式会社	広島県安芸郡海田町 三迫一丁目29番24号	上本 祐嗣	道祖園自動車学校	東広島市八本松町大 字原10706番地の1	初心運転者講習	平成26年1月22日